令和７年度

要　望　書

（案）

令和６年(2024)８月９日

出　　雲　　市

政　策　第　　号
令和６年(2024)８月９日

島根県知事
丸 山 達 也　様

出雲市長　飯　塚　俊　之

出雲市重点施策について（要望）

平素から、出雲市政の運営につきまして、格別のご理解とご配慮を賜り厚くお礼申しあげます。

本市では、「『出雲力』で夢☆未来へつなげ誰もが笑顔になれるまち」をまちづくりの将来像に掲げ、本市の総合振興計画「出雲新話２０３０」を着実に実施し、持続可能なまちづくりと２０３０年のめざすべき将来の姿を実現するため、各種施策に取り組んでいます。

さて、昨今は、人口減少や少子高齢化の進展、先行きが見えない物価高騰、運転手をはじめとする担い手不足、激甚化・頻発化する自然災害など、市民生活や地域経済の置かれた状況は、いまだに厳しい状況にあります。

このような中、県には、昨年度の本市要望に、真摯に対応していただき、各分野においてご支援、ご指導いただいたことに誠に感謝しております。

今年度においては、下記５つの最重要項目をはじめ、４６項目の出雲市重点施策をとりまとめました。

１．島根半島における防災対策の強化
２．路線バス、タクシー事業者に対する支援
３．新たな県のこども計画策定に向けた、人口減少・少子化対策の推進（拡充）
４．県を挙げた観光誘客の強力な推進
５．河川の改修推進

本市の施策展開のためには、何よりも県のご支援とご協力が不可欠であります。

県とともに「島根創生」を推進することを念頭においた要望でもありますので、令和７年度の県の予算編成にあたり、これら重点施策につきまして、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

目　　次

【最重点要望項目】

１	島根半島における防災対策の強化について　【新規】	９
２	路線バス、タクシー事業者に対する支援について	11
３	新たな県のこども計画策定に向けた、人口減少・少子化対策の推進（拡充）について　【新規】	12
４	県を挙げた観光誘客の強力な推進について　【新規】	14
５	河川の改修推進について	16

【防災関係】

１	島根半島における防災対策の強化について　【新規】≪最重点要望１≫	18
２	陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について	20
３	島根原子力発電所に関する防災対策について　≪最重点要望１≫	21

【地域振興関係】

４	路線バス、タクシー事業者に対する支援について　≪最重点要望２≫	24
５	出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について	25

【環境生活関係】

６	島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について	27
７	宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について	28
８	２０３０年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について	29
９	脱炭素社会の実現に向けた取組推進について	31
10	海岸漂着ごみの対策について	33

【健康福祉関係】

11	福祉・介護職場の人材確保について	36
12	新たな県のこども計画策定に向けた、人口減少・少子化対策の推進（拡充）について　**【新規】**　**≪最重点要望３≫**	37
13	医療的ケア児の短期入所の拡充について　**≪最重点要望３≫**	39
14	地域生活支援事業補助金について	40

【農林水産関係】

15	トキの野生復帰に向けた支援について	42
16	農業農村整備事業の推進について	43
17	国営緊急農地再編整備事業「宍道湖西岸地区の推進」について	45
18	シカの被害対策の拡充について	46

【商工労働関係】

19	県を挙げた観光誘客の強力な推進について　**【一部新規】**　**≪最重点要望４≫**	48
20	「物流２０２４年問題」への対策について	50
21	物価高騰下における地域経済対策と企業の人材確保について	51
22	ＩＴ産業振興の強化について	52
23	企業誘致と地元就職への支援について	53

【土木関係】

24	本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について	55
25	都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線２工区の４車線化整備について	59
26	国道９号出雲バイパスの全線４車線整備について	60
27	サイクリングを活用した広域観光及び山陰道沿線活性化対策の推進について　**【新規】**　**≪最重点要望４≫**	61
28	高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について	62
29	河川の改修推進と適切な維持管理について　**≪最重点要望５≫**	63

30	斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備促進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について　≪最重点要望５≫	65
31	斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について	66
32	海岸線（海浜）の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について	67
33	グリーンステップＣ谷の利活用について	68
34	出雲河下港の整備推進及び利活用促進について	69
35	砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について	70
36	出雲大社門前町の整備について	72
37	出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の事業について	74
38	浜山公園施設の整備・拡充について	75

【教育関係】

39	必要な教員の確保について	77
40	不登校児童生徒支援のための施策の充実について	78
41	ＩＣＴ機器を活用した教育推進に対する支援について	80
42	出雲科学館への理科教員の配置について	81
43	特別支援教育の施策の充実について	82
44	日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について	83
45	教職員の退職年齢引き上げに伴う役職定年者（管理職経験者）の活用について	85

【警察関係】

46	信号機の新規設置数の確保及び交通規制標示の迅速な補修について	87

【本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項】　89

最重点要望項目

1　島根半島における防災対策の強化について【新規】

能登半島地震では、土砂災害や地割れなどにより各地の道路が寸断され、孤立した集落が相次ぎ、被災状況の把握や住民の救助・救援が遅れるなど、半島部での災害時における課題が浮き彫りとなりました。

また、原子力災害との複合災害時の屋内退避や避難を不安視する声もあります。

こうした中、県におかれましては、災害時に孤立が想定される集落への食料・飲料水の分散備蓄や、救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、ヘリポートを増やすための現況調査など、能登半島地震の教訓を踏まえ、島根半島における災害対応力の強化等の協力をいただいているところです。

しかし、本市半島部では、地域運営の担い手不足により、地域コミュニティの維持が困難となる集落が増えています。

また、地理的事情や事業採算性の問題により、携帯電話を利用することが困難な集落もあり、加えて、道路の寸断などにより、離れた指定避難所まで移動が難しい住民が一時的・自主的に避難する集落の集会所等の多くが耐震基準を満たしていない状況です。

つきましては、原子力災害との複合災害時を含め、半島部住民の不安を解消し、安全・安心を確保するため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　治山事業の推進、土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設、円滑な避難や救援物資等の輸送が可能となる道路網の整備など、半島部におけるインフラ整備を一層推進すること。

⑵　現在、検討が進められているヘリポートの早期整備を推進するとともに、海路からの救援体制を整備すること。

⑶　住民の安否確認や被害状況を把握するため、移動基地局車の配備など、通信・通話サービスを早期復旧する体制整備を推進するとともに、情報通信機器整備の支援策を講じること。

⑷　集落への分散備蓄とともに、避難生活が長期化した場合に備えて、小型発電機等の資機材配備の支援策を講じること。

⑸　一時避難所等となる集会所等の施設整備や耐震改修等の支援策を講じること。

⑹　令和６年能登半島地震による原子力発電所への影響等が十分に調査・検証されるよう国に働きかけるとともに、検証結果に応じて事業者に対し必要な対策を求めること。

⑺　原子力災害に備えた広域避難計画については、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両・運転手の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。【継続】

２　路線バス、タクシー事業者に対する支援について

地域交通サービスを支える路線バス・タクシー等の交通事業者の多くは慢性的な赤字を抱えつつ、企業努力等によって経営を継続しています。

このような状況の中、燃油価格・物価高騰や慢性的な運転手不足の影響により、交通事業者は非常に大きな打撃を受けています。

令和４、５年度、緊急対策として路線バス事業者へ運行経費に対する支援、タクシー事業者へ燃油価格高騰に対する支援がありましたが、なお厳しい経営状況が続いています。

バス路線の維持については、国、県から一部支援があるものの、不足額の大部分を本市において支援している状況です。

運転手不足については、深刻化、長期化しており、バス路線の廃止、減便にとどまらず、バス、タクシー事業の廃業へとつながる可能性があります。

こうした中、県においては、「中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチーム」を設置され、運転手不足への対応と処遇改善の検討が行われているところです。

交通事業者は、住民生活に密着した交通手段としての役割を担っているとともに、地域の観光・教育等を支える重要な柱であります。

つきましては、厳しい状況に置かれた交通事業者への支援策として、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　地域の公共交通におけるバス路線の重要性に鑑み、バス事業者への支援について、引き続き、国に制度拡充を求めるとともに、県における財政支援の拡充を行うこと。

⑵　地域公共交通は一市町村の範囲にとどまらず、広域にまたがることから、交通事業者に対する運転手不足対策や処遇改善への支援策については県において十分な財源を確保すること。

３　新たな県のこども計画策定に向けた、人口減少・少子化対策の推進（拡充）について【新規】

県は、令和６年度に、こども大綱を勘案して、現在のこども・若者に関わる各計画を包括的に見直し、新たな県のこども計画として一体的に策定されると伺っております。

本市においても、令和６年度にこどもの意見を反映した「出雲市こども計画」を策定し、「出会い・結婚、妊娠・出産、子育て・教育」の各ライフステージにおける切れ目のない総合的支援に取り組みます。

また、少子化対策は、まちづくりの総合対策であるとの認識のもと、県と連携して取り組むべき最重要の課題であると考えており、「若い人の希望をかなえられるような雇用の場の確保」、「医療機関等が集積する地域の特性をいかしたきめ細やかな医療・福祉の提供」など、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進め、「子育てにやさしい選ばれるまちづくり」を強力に推進していきます。

こうしたなか、知事は、県内全域での医療費助成の対象拡充や新たな子育て支援施策の充実に、県と市町村が一体となって取り組むことを、令和６年２月の県議会定例会で表明されました。本市においても令和７年度から、子ども医療費の高校生年代までの医療費助成の拡充に向けて取り組むこととしています。このたびの知事のご英断に感謝申しあげます。

一方、国では、令和５年１２月に「こども未来戦略」を策定されました。児童手当制度拡充などの経済的支援や保育サービスの充実などは歓迎すべきものですが、一方で子どもの医療費や保育料等の軽減などは、自治体間で差があります。住む地域によって扱いが異なることは望ましい姿ではなく、国において統一的な対応となるよう県からも強く働きかけをお願いしたく存じます。

その他、新たな県のこども計画策定に向け、県の更なる支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　障がい児に対する支援事業について

幼稚園や保育所等において、年々増加する特別な支援や配慮を要する子どもの受入れに対応するため、以下のとおり要望する。

①　障がい児保育対策事業費に対して、県交付金の補助基準額が施設あたりの定額であるため、市の一般財源支出が年々増大し、多大な財政負担となっている。ついては、補助基準を児童数に比例した算定方法に改め、支援の拡充を図ること。

②　幼稚園及び保育所等への巡回支援専門員の人件費に係る補助基準額を実態に合わせ見直すよう、国への働きかけを行うこと。

⑵　幼児教育の指導体制について

幼児教育施設における幼児教育の質の向上に資する体制強化に向け、引き続き島根県幼児教育センターの直接的な指導・助言を行うこと。併せて、幼児教育アドバイザーの配置に係る財政的支援を図ること。

⑶　放課後児童クラブについて

依然として増加が続く放課後児童クラブの入会希望に応え、人員確保や施設整備により入会未決定者の解消を図るため、以下のとおり要望する。

①　社会福祉法人等が運営する放課後児童クラブにおいて、運営費補助金を実績に基づく精算ではなく、積立等により次年度以降の事業の充実に活用できる仕組みに見直すよう国への働きかけを行うこと。

②　交付金の積算に係る開所日数区分を弾力的な補助基準額の設定とするよう国への働きかけを行うこと。

⑷　医療的ケア児の短期入所の拡充について【継続】

県立中央病院においては、小児病棟の空床を利用して医療的ケア児等を年間数ケース受け入れていただいているが、利用したい時に受入用ベッドがない、体制が確保できない等の理由により、多くは隣市の事業所を利用せねばならず、市内での受け入れを望む声が多い状況にある。

ついては、県立中央病院における医療的ケア児の短期入所について、常時、緊急時に対応できるよう受入体制を拡充すること。

４ 県を挙げた観光誘客の強力な推進について【新規】

県におかれては、「美肌」と「ご縁」をテーマにした観光総合対策事業や、外国人観光客誘致に鋭意取り組んでいただいているところです。本市においても、観光入込客数はほぼコロナ前の水準となり、宿泊客総数は過去最高となるなど着実な回復が見られます。

こうした中、令和７年度には「2025 年大阪・関西万博」を機に多くの外国人観光客の訪日が見込まれ、国内旅行の更なる活況も期待されています。

また、昨今、健康志向や環境負荷低減の意識などから、インバウンドを含めてサイクルツーリズムへの関心が高まっています。県におかれては、「サイクリングを活用した広域観光の推進」を掲げた島根県自転車活用推進計画を策定されており、本市におきましても、令和６年度に出雲市自転車活用推進計画を策定し、サイクリング環境を整備することにより、自然景観を生かした観光誘客と周遊促進につなげたいと考えています。

つきましては、人の流れを県に呼び込み、最大限の経済効果を生み出し、本格的な経済再生につなげていくため、市町村との連携による県を挙げた誘客の取組の推進等について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　2025 年大阪・関西万博に向けた、国内外からの誘客を図ること。

①　各市町村が計画する魅力ある伝統芸能や、民芸・工芸品等多様な文化に触れることができる機会を効果的に発信すること。

②　県内周遊・滞在を促進する取組を推進すること。

⑵　インバウンド誘客に向けた施策を積極的に推進すること。

①　出雲縁結び空港への国際定期便就航に向けた更なる取組を推進すること。

　中でも、国際定期便の就航実現を目的とした覚書が結ばれているベトナムとの国際チャーター便については、観光、産業、人材各分野における往来の増加に向けた取組を主導し、利用増に向けた施策を積極的に展開すること。

②　日本政府観光局（ＪＮＴＯ）や広域団体と連携し、重点国に応じた戦略を策定するとともに、市町村と共有しながらリーダーシップをもって取組を進めること。

⑶　観光振興及び山陰道開通後の沿線活性化などを目的とした広域的なサイクルツーリズムを推進すること。

５ 河川の改修推進について

湯谷川をはじめとする河川改修事業については、計画的かつ積極的に事業を推進していただき感謝申しあげます。

引き続き、平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の河川事業の予算を確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

また、斐伊川放水路への分水協議に際し、新内藤川水系である新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の４河川の改修計画については、防災・減災、国土強靭化５か年対策の予算を確保いただき、本改修に取り組んでいただいており重ねて感謝申しあげます。平成２０年に策定された「新内藤川流域河川整備計画」を推進していただき、４河川の本改修が早期に完成するようお願いいたします。併せて、防災・減災、国土強靭化５か年加速化対策終了後も切れ目なく事業を進めるため、国土強靭化実施中期計画が早期に策定され、十分な予算・財源が確保されるよう、国に対し働きかけをお願いいたします。

最後に、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答したとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成につきましても引き続き特段のご配慮をお願いします。

記

⑴　平田船川、湯谷川、十間川、高瀬川の改修事業を推進すること。

⑵　新内藤川水系の新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川の本改修事業を推進すること。

⑶　斐伊川・神戸川治水事業３点セットのうち、進捗が遅れている下流部の「大橋川改修」と「中海・宍道湖湖岸堤整備」が早期に完成するよう、国へ強く要望すること。

防災関係

１　島根半島における防災対策の強化について【新規】

能登半島地震では、土砂災害や地割れなどにより各地の道路が寸断され、孤立した集落が相次ぎ、被災状況の把握や住民の救助・救援が遅れるなど、半島部での災害時における課題が浮き彫りとなりました。

こうした中、県におかれましては、災害時に孤立が想定される集落への食料・飲料水の分散備蓄や、救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、ヘリポートを増やすための現況調査など、能登半島地震の教訓を踏まえ、島根半島における災害対応力の強化等の協力をいただいているところです。

しかし、本市半島部では、地域運営の担い手不足により、地域コミュニティの維持が困難となる集落が増えています。

また、地理的事情や事業採算性の問題により、携帯電話を利用することが困難な集落もあり、加えて、道路の寸断などにより、離れた指定避難所まで移動が難しい住民が一時的・自主的に避難する集落の集会所等の多くが耐震基準を満たしていない状況です。

つきましては、半島部住民の不安を解消し、安全・安心を確保するため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　治山事業の推進、土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設、円滑な避難や救援物資等の輸送が可能となる道路網の整備など、半島部におけるインフラ整備を一層推進すること。

⑵　現在、検討が進められているヘリポートの早期整備を推進するとともに、海路からの救援体制を整備すること。

⑶　住民の安否確認や被害状況を把握するため、移動基地局車の配備など、通信・通話サービスを早期復旧する体制整備を推進するとともに、情報通信機器整備の支援策を講じること。

⑷　集落への分散備蓄とともに、避難生活が長期化した場合に備えて、小型発電機等の資機材配備の支援策を講じること。

⑸　一時避難所等となる集会所等の施設整備や耐震改修等の支援策を講じること。

２　陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充整備について

陸上自衛隊出雲駐屯地については、我が国を取り巻く昨今の不安定な国際情勢の中、島根県沿岸の防衛拠点として、その重要性と役割は更に増大しており、国において進められている安全保障政策により、令和５年度末に定員が１８０名増員されたところです。

なお、全国各地で大規模災害が頻発するなか、自衛隊による献身的な救援活動が展開され、被災地支援において存在感が高まっています。また、能登半島地震以降、同様な地形を有し、原子力発電所が立地する島根半島部における災害対応に大きな期待を寄せています。

県におかれましては、県内唯一の駐屯地である陸上自衛隊出雲駐屯地の連隊規模への機能・人員・設備の拡充について、関係団体と連携し、要望活動をはじめ、多方面からの取組強化を促進するよう下記のとおり要望いたします。

記

⑴　陸上自衛隊出雲駐屯地の連隊規模への拡充は、自然災害・原子力災害への対応においても県民の安全・安心に寄与することから、県が中心となって、県民の総意として要望活動に取り組むこと。

⑵　陸上自衛隊出雲駐屯地の拡充に伴う敷地の拡張及び周辺施設の整備について、防災拠点の観点からも県が積極的に協力し取り組むこと。

３　島根原子力発電所に関する防災対策について

国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会が規制基準に適合すると認めた原子力発電所については再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む旨を明記しています。

しかしながら、原発の再稼働などの判断に関係自治体の意見が反映できる法的な仕組みはなく、国は各地域の実状を踏まえて対応することとしています。さらに、周辺自治体は立地自治体と同様な原子力災害のリスクを負っているにも関わらず、発言権や調査権等の権限が、法制上、認められていない状況にあります。

本市においては、中国電力株式会社との安全協定により、直接、同社に意見を述べることができるようになりましたが、依然として立地自治体と同様な安全協定は締結できていません。

一方、原子力災害時の避難対策については、令和３年９月に政府の原子力防災会議において、「島根地域の緊急時対応」が了承されていますが、避難対策の取組に終わりはなく、島根原発２号機の再稼働を控えるなか、また本年１月に発生した能登半島地震を踏まえ、一層の充実強化を図っていく必要があります。

つきましては、島根原発に係る出雲市民の安全・安心を確保するため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、ＵＰＺを含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築するよう、国に対して働きかけること。なお、新たな法制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が早期に締結できるよう仲介すること。

⑵　令和６年能登半島地震による原子力発電所への影響等が十分に調査・検証されるよう国に働きかけるとともに、検証結果に応じて事業者に対し必要な対策を求めること。

⑶　広域避難計画については、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両・運転手の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を積極的に講じるとともに、国への働きかけなどを含め、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。

　特に、主要な接続道路となる主要地方道斐川一畑大社線の整備及び国道４３１号の大型車の離合に注意を要する箇所の解消を促進すること。

⑷　原子力防災対策に係る支援制度を拡充し、ＵＰＺの区域を含む自治体における住民避難や行政の業務継続に係る施設整備に対し、財政的な支援を講じるよう国に働きかけること。

地域振興関係

４　路線バス、タクシー事業者に対する支援について

地域交通サービスを支える路線バス・タクシー等の交通事業者の多くは慢性的な赤字を抱えつつ、企業努力等によって経営を継続しています。

このような状況の中、燃油価格・物価高騰や慢性的な運転手不足の影響により、交通事業者は非常に大きな打撃を受けています。

令和４、５年度、緊急対策として路線バス事業者へ運行経費に対する支援、タクシー事業者へ燃油価格高騰に対する支援がありましたが、なお厳しい経営状況が続いています。

バス路線の維持については、国、県から一部支援があるものの、不足額の大部分を本市において支援している状況です。

運転手不足については、深刻化、長期化しており、バス路線の廃止、減便にとどまらず、バス、タクシー事業の廃業へとつながる可能性があります。

こうした中、県においては、「中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチーム」を設置され、運転手不足への対応と処遇改善の検討が行われているところです。

交通事業者は、住民生活に密着した交通手段としての役割を担っているとともに、地域の観光・教育等を支える重要な柱であります。

つきましては、厳しい状況に置かれた交通事業者への支援策として、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　地域の公共交通におけるバス路線の重要性に鑑み、バス事業者への支援について、引き続き、国に制度拡充を求めるとともに、県における財政支援の拡充を行うこと。

⑵　地域公共交通は一市町村の範囲にとどまらず、広域にまたがることから、交通事業者に対する運転手不足対策や処遇改善への支援策については県において十分な財源を確保すること。

５　出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は１００万人の利用実績を誇る日本海側屈指の拠点空港として発展を遂げてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年度は３０万人、令和３年度は４５万人と利用者数が低迷しましたが、令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類に位置付けられてからは、社会経済活動が徐々に回復し、旅行やレジャーなどの機運が高まり、令和５年度には９９万９千人と過去２番目に多い利用実績まで回復してきました。

こうした中、出雲圏域の産業・観光振興、文化交流の更なる推進のためには、航空ネットワークの確保、維持は最重要課題であり、その拠点となる出雲縁結び空港の強力な利用促進の取組が必要です。

また、運用時間・運航計画の変更に関する地元合意が図られたことにより、出雲縁結び空港の更なる発展に期待しているところです。

つきましては、下記の事項について積極的かつ強力な取組を要望いたします。

記

⑴　ＦＤＡ路線、特に静岡線の需要喚起の取組を積極的に行うとともに、仙台線（ＦＤＡ路線）の早期復便及び東京線（ＪＡＬ路線）の機材の大型化について、航空会社に積極的に働きかけること。

⑵　運用時間外の運航が多発している状況を踏まえ、空港管理者としての責任のもと、確実な定時運航ができるよう航空会社及び関係機関に強力に働きかけること。

⑶　周辺住民の安心・安全な生活環境を整備するとともに、運用時間・運航計画の変更に関する地元合意への対応については、引き続いて周辺住民に丁寧かつ誠意ある対応と責任を持って取り組むこと。

環境生活関係

６　島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生社会の実現について

県内には令和６年１月１日時点、９，５８５人の外国人住民が暮らしていますが、そのうち、約半数（４，４３７人）は本市で暮らしています。

本市の外国人住民の状況は、ブラジル人が全体の６割を占めていますが、近年、ベトナム人を始めとしたアジア地域の国籍・地域の外国人も増加傾向であり、現在、４０国籍・地域の外国人が暮らしています。

このような状況のなか、本市は外国人・日本人双方が暮らしやすいまちとなるよう「第２期出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めています。

特に増加・定着傾向にあるブラジル人向けには、ポルトガル語通訳・翻訳者及びブラジル国際交流員の任用等を行い相談体制の強化を図っています。また、更に多くの言語に対応するため多言語電話通訳サービスや通訳翻訳機などの導入も進めています。

県におかれても、島根創生計画に基づき、多文化共生の推進に取り組んでいただいているところですが、住民生活に密着した場面で外国語対応及び、外国人相談体制をより一層充実させることが必要と考えています。

つきましては、県内の多文化共生社会の実現をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　県の外国人住民の約半数が居住する本市にも、多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置すること。

⑵　外国人住民の生活に密着する行政手続き（各種訪問相談、窓口及び電話対応）を支援する通訳・翻訳員の人件費補助を行うこと。

⑶　ポルトガル語対応のコミュニティ通訳者の増員を図ること。

７　宍道湖公園湖遊館（スケートリンク）の施設改修工事に係る財政支援について

本市のアイススケート施設である宍道湖公園湖遊館は、アイスホッケーとフィギュアスケートの公式競技が行える島根・鳥取両県で唯一の施設です。

当該施設では、島根県スケート連盟、島根県アイスホッケー連盟主催による県内大会はもとより、各種連盟による中四国及び西日本大会なども開催されています。その他、島根大学アイスホッケー部をはじめ県内外の多くの競技団体や一般市民の利用があり、冬季スポーツの競技力強化、社会教育や生涯スポーツの拠点的施設として島根県全体のスポーツ振興にとって欠かせない施設となっています。本市としましても夏季利用を廃止し、冬季の利用期間を拡大することにより、冬季スポーツの更なる普及促進及び競技力向上に取り組む考えです。

本市がかねて要望していました施設の維持存続に必要な改修工事に係る財政支援について、令和４年度に施設整備費補助制度を創設していただき、厚くお礼申しあげます。令和５年度からこの制度を活用した工事の実施設計業務を行い、今後も各競技団体の要望を踏まえながら計画的に施設改修を行っていく考えです。

しかしながら、当該施設は平成４年の開設から３０年以上が経過し、施設・設備の老朽化や地盤沈下の進行によりスケートリンクの設営・維持に支障をきたしていることに加え、昨今の物価高騰の影響により事業費が増加するなど、老朽箇所等の改修には、更なる補助制度の拡充が必要と考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　県冬季スポーツ競技の振興・強化の拠点施設である宍道湖公園湖遊館について、地盤改良やリンク設備の更新、屋根の改修など今後必要となる約６億円程度の改修工事等に対応するよう補助制度の拡充（対象経費、補助率、補助限度額の拡充）を行うこと。

８　２０３０年島根国民スポーツ大会開催に向けた取組について

２０３０年国民スポーツ大会の島根県開催が内々定し、準備委員会において、基本方針等が策定され、正式競技及び特別競技の会場地市町村が決定されたところです。

国民スポーツ大会の開催は、県内の各種スポーツ競技の振興に資することはもとより、県民の団結を促し、地域に活気を生み出すことや、観光・地域経済の振興にもつながることが期待されるなど、重要な機会であることから、本市としても、県や県スポーツ協会と連携・協力して大会の成功に向けた取組を進めてまいります。

しかし一方で、前回（昭和５７年（１９８２））の島根国体開催時と比べて、市町村数・自治体職員の減少や、スポーツ施設の老朽化など、運営面・財政面、さらには受入れ態勢の課題があると認識しています。できるだけ早い段階でこれらの課題を整理し、２０３０年島根国民スポーツ大会の開催準備を進めていくことが必要と考えます。

さらに、令和６年度は中央競技団体の正規視察が予定されており、その視察において、施設修繕における指摘があるものと考えています。今後、その視察での指摘事項などを踏まえた施設整備を行うこととなれば、現行の施設整備補助制度では、老朽化が進んでいる施設の十分な改修が行えず、施設整備において市町村に過度な負担が生じるものと考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　前回の島根国体から市町村数・自治体職員数が減少していることに伴う運営体制に対する懸念やスポーツ施設の老朽化が進んでいることなど、現状の課題を共有し、市町村に過度な負担が生じないよう留意し、早急に、具体的な準備スケジュール、各種行動計画等を策定すること。その際、各市町村の意見も十分に聞き、反映させること。

⑵　市町村の役割として示されている競技会場運営に係る必要人員数・財政負担額・先催県情報等の提供に努めること。

⑶　国民スポーツ大会に向けた施設整備を実施するにあたり、大会後もスポーツ振興・強化の拠点として施設機能を維持できるよう補助制度（対象事業、補助率、補助限度額）の拡充を行うこと。

９ 脱炭素社会の実現に向けた取組推進について

本市においては、２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロをめざして「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言し、令和４年度は、脱炭素に向けた取組の基本方針や数値目標などを盛り込んだ「出雲市環境総合計画」を策定しました。令和５年度から、この総合計画に基づき、重点取組として掲げる、省エネルギー対策、デコ活の推進、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の導入、豊かな森林づくりの推進に向けた取組を実施しています。

また、脱炭素社会への機運の高まりから、住民、事業者による再エネ導入、省エネを中心とした取組が加速化しつつあります。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用をはじめとする地球温暖化対策の推進に資する市町村の取組支援について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴ 脱炭素社会の構築について、県内市町村との連携を図り、全県的な取組を推進するうえで更に主導的役割を果たすこと。

また、脱炭素社会の実現は、住民生活の向上、産業振興、地域課題の解決など、様々な相乗効果が期待できる。

特に、産業部門の脱炭素化は二酸化炭素排出量の削減効果だけでなく、設備投資による経済効果も期待できるため、ＧＸ経済移行債を活用した事業の情報提供など、連携体制を構築し、効果的な支援策を講じること。

⑵ 脱炭素社会の実現に向けた、「地域連携による省エネ・３Ｒ活動支援事業補助金」、「しまねグリーン製品利活用促進事業費補助金」及び「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」について、補助率や補助予算枠の拡大など各種補助制度の拡充を図ること。

特に、「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」については、１件当たりの補助額を増額し、個人負担を軽減することで、より積極的な設備導入を促すような補助制度となるよう検討し、適切な予算枠の確保を図ること。

⑶　今後、大量廃棄が想定される太陽光パネルについて、不適切な放置や処分が懸念されている。国と連携し、リユース・リサイクルできる体制の検討を進めるとともに、太陽光パネル所有者に処分費用の積み立てや解体事業者へ適切な処分を実施するよう、周知を行うこと。

10　海岸漂着ごみの対策について

本市の西側の海岸部は、日本遺産「日が沈む聖地出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～」の構成文化財を含むほか、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」や「大山隠岐国立公園」のエリアであり、多くの人が訪れる重要な観光資源です。

近年、高付加価値な宿泊施設や観光施設が立地するなどエリアの魅力が向上する中、今年度末には山陰道が本市内を開通し、出雲多伎インターから海岸部を訪れる観光客の更なる増加が見込まれます。また、本市は今年度において自転車活用推進計画をまとめ、より身近に自然景観を感じることができる自転車観光の推進を図ることとしています。

しかしながら、日本海沿岸には、外国文字が表記された廃棄物や流木、海藻など多量のごみがくり返し漂流・漂着し、美しい自然景観が損なわれています。近年ではＳＤＧｓへの意識が高まり、身近にできる取組活動として海岸清掃を実践される地域住民やボランティア団体も増えてきています。市もこうした環境美化活動を支えるため、回収された海岸漂着ごみの運搬・処分を行っている状況にありますが、海岸漂着ごみは季節風や海流の影響により次々に押し寄せ、大変苦慮しています。

さらに、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響など、海洋プラスチックごみについては世界的課題となっており、多くのプラスチック類を含む海岸漂着ごみの迅速、適切な回収が求められている状況です。

つきましては、海岸の漂着ごみ対策について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　県は、自ら海岸漂着ごみ対策を実施する要件（海水浴場、日本の夕陽百選選定地、ごみランク８以上）を緩和して、県事業の対象範囲を拡大するとともに、大量に堆積した漂着ごみや大型漂着ごみの回収など、住民ボランティアの力のみで回収困難な場合があれば、住民からの求めに応じて協力・連携して回収等を実施すること。

　また、ボランティアが回収した海岸漂着ごみの運搬処分については市が行っているが、市に費用負担が生じないよう、県は海岸管理者として、必要な予算措置を講じること。

健康福祉関係

11　福祉･介護職場の人材確保について

依然として続く厳しい雇用情勢を背景に、市内においても人材不足を理由とする事業所の休廃止が生じており、福祉・介護職場の人材不足の解消は喫緊の課題です。

このため、本市では、令和２年度から令和５年度までの４年間を福祉介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、各種施策を積極的に推進し、将来的に質の高い安定したサービスを供給していくための体制づくりを進め、更には令和６年度から本市の独自事業として、条件不利地域へ訪問を行う介護サービス事業所や外国人を受け入れる法人への補助を実施しています。

県においても､｢保険者等による福祉介護人材確保･定着促進事業｣のメニューの拡充等を積極的に進めていただいており、こうした支援の継続とともに、外国人材の確保並びに介護ロボット及びＩＣＴの導入にかかる支援については、さらなる拡充が必要と考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　市が実施する福祉介護人材の確保・定着施策について、地域の実情に応じて柔軟にかつ中長期的に取り組めるよう、引き続き財源措置を行い、市の取組を総合的に支援すること。

⑵　外国人材の受入れを検討する事業者に対する情報発信の強化及び雇用支援助成制度の拡充を行うこと。

⑶　介護現場の負担軽減と業務効率化を図るための介護ロボット及びＩＣＴの導入にかかる経費の補助限度額を拡充すること。

12　新たな県のこども計画策定に向けた、人口減少・少子化対策の推進（拡充）について【新規】

県は、令和６年度に、こども大綱を勘案して、現在のこども・若者に関わる各計画を包括的に見直し、新たな県のこども計画として一体的に策定されると伺っております。

本市においても、令和６年度にこどもの意見を反映した「出雲市こども計画」を策定し、「出会い・結婚、妊娠・出産、子育て・教育」の各ライフステージにおける切れ目のない総合的支援に取り組みます。

また、少子化対策は、まちづくりの総合対策であるとの認識のもと、県と連携して取り組むべき最重要の課題であると考えており、「若い人の希望をかなえられるような雇用の場の確保」など、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進め、「子育てにやさしい選ばれるまちづくり」を強力に推進していきます。

こうしたなか、知事は、県内全域での医療費助成の対象拡充や新たな子育て支援施策の充実に、県と市町村が一体となって取り組むことを、令和６年２月の県議会定例会で表明されました。本市においても令和７年度から、子ども医療費の高校生年代までの医療費助成の拡充に向けて取り組むこととしています。このたびの知事のご英断に感謝申しあげます。

一方、国では、令和５年１２月に「こども未来戦略」を策定されました。児童手当制度拡充などの経済的支援や保育サービスの充実などは歓迎すべきものですが、一方で子どもの医療費や保育料等の軽減などは、自治体間で差があります。住む地域によって扱いが異なることは望ましい姿ではなく、国において統一的な対応となるよう県からも強く働きかけをお願いしたく存じます。

その他、新たな県のこども計画策定に向け、県の更なる支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　障がい児に対する支援事業について

幼稚園や保育所等において、年々増加する特別な支援や配慮を要する子どもの受入れに対応するため、以下のとおり要望する。

①　障がい児保育対策事業費に対して、県交付金の補助基準額が施設あたりの定額であるため、市の一般財源支出が年々増大し、多大な財政負担となっている。ついては、補助基準を児童数に比例した算定方法に改め、支援の拡充を図ること。

②　幼稚園及び保育所等への巡回支援専門員の人件費に係る補助基準額を実態に合わせ見直すよう、国への働きかけを行うこと。

⑵　幼児教育の指導体制について

幼児教育施設における幼児教育の質の向上に資する体制強化に向け、引き続き島根県幼児教育センターの直接的な指導・助言を行うこと。併せて、幼児教育アドバイザーの配置に係る財政的支援を図ること。

⑶　放課後児童クラブについて

依然として増加が続く放課後児童クラブの入会希望に応え、人員確保や施設整備により入会未決定者の解消を図るため、以下のとおり要望する。

①　近年の物価高騰等を踏まえ、子ども・子育て支援施設整備交付金における補助基準額の増額について国への働きかけを引き続き行うとともに県の補助制度の更なる拡充を図ること。

②　社会福祉法人等が運営する放課後児童クラブにおいて、運営費補助金を実績に基づく精算ではなく、積立等により次年度以降の事業の充実に活用できる仕組みに見直すよう国への働きかけを行うこと。

③　交付金の積算に係る開所日数区分を弾力的な補助基準額の設定とするよう国への働きかけを行うこと。

⑷　第３子以降保育料軽減事業費補助金の補助基準額見直しについて

少子化対策の観点から、出産意欲のある家庭の経済的負担を軽減し、多子世帯への支援強化を図る必要がある。ついては、県補助金の補助基準額を国基準額と同額とし、支援の拡充を図ること。

13　医療的ケア児の短期入所の拡充について

医療的技術の進歩等に伴い、日常的な医療的ケアが必要な医療的ケア児が増加しています。その家族の休養や冠婚葬祭、きょうだいとの時間確保のためのレスパイトや、家族の急病等による緊急時の受け入れ先として、県内に６つの医療型短期入所事業所が設置されています。

その一つである県立中央病院においては、小児病棟の空床を利用した短期入所事業として、重症心身障がい児や医療的ケア児を年間数ケース受け入れていただいています。

しかしながら、利用したい時に受入用ベッドがないこと、体制が確保できない等の理由により、多くは隣市の事業所を利用せねばならず、医療的ケア児及び家族の負担が大きいことから市内での受け入れを望む声が多くあります。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　医療的ケア児の短期入所について、県立中央病院における医療型短期入所事業の受入れ用ベッド及び人員を確保し、常時、緊急時に対応できるよう体制を拡充すること。

14　地域生活支援事業補助金について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の中でも主要な事業の一つとなっていますが、障がい者福祉に対するニーズが多様化し、実施事業が追加されるなど、今後ますます事業費は増大するものと考えられます。

一方で、地域生活支援事業に対する近年の国の交付額は事業費の５０／１００を下回り続けており、地方自治体の一般財源の負担は大きくなるばかりです。

このような中、県からは、今後事業費の大幅な増額が見込まれる等の場合、補助率の調整を検討する旨の連絡がありましたが、補助率の見直しが実施されれば、市の一般財源の持ち出しが増加することとなり、事業継続に影響が出ると考えられることから、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　地域生活支援事業について、県の補助率２５／１００とする財政措置を堅持すること。

農林水産関係

15　トキの野生復帰に向けた支援について

本市は、平成２３年からトキの分散飼育事業に取り組み、国のトキ保護増殖事業に貢献してきました。また、令和元年度から開始したトキ一般公開事業は、本年４月に、来場者数１０万人を達成し、隣接する「しまね花の郷」の集客を含め、県・市の連携で観光面でも効果を上げているところです。

さて、本市は、令和４年８月に本州における放鳥候補地に選定されました。これを受けて、本市では、令和５年度に「出雲市トキによるまちづくり構想アクションプラン２０２５」を策定し、令和９年度の放鳥を目指し、各部署横断的に取組を進めています。

トキの野生復帰の実現は、県の豊かな自然環境を実証するものであり、県の魅力を全国に強く情報発信することができるものと考えています。

トキの野生復帰の実現に向けては、生息環境の整備促進、県民の機運醸成、放鳥後の管理体制の構築について取り組む必要があり、県の積極的なご支援と近隣自治体の協力が欠かせないものであります。

つきましては、トキの野生復帰に向けた取組について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　トキの野生復帰に向けた支援をすること。

①　出雲縁結び空港や集客施設等において、全県的なＰＲ事業を実施し、積極的に県民の機運醸成を図ること。また、しまね花の郷の施設内にトキのオブジェを設置するなど、同施設及びトキの一般公開施設の誘客促進に向け、一体となった魅力化を図ること。

②　トキの放鳥に向けた生息環境整備のための各種調査やビオトープ等の餌場の設置及び維持管理に対し財政支援を行うこと。

③　島根県環境総合計画などの県の各種計画において、トキの野生復帰及びトキを活かした環境にやさしいまちづくりを位置づけ、主体的に取り組むこと。

④　トキの放鳥、モニタリング及び傷病個体の対応などの体制構築に向け、県、本市及び近隣自治体の連携体制の強化を図ること。

16 農業農村整備事業の推進について

農業農村整備事業については、事業推進にご尽力いただいており、とりわけ、令和５年度に竣工をむかえた平田地域の「山王地区」においては、排水路の拡幅により、災害被害防止の効果が得られました。また、斐川地域の「湖岸北地区」、「新中央地区」などの大規模な農業揚排水施設の整備を進めていただいていることに感謝申しあげます。

農業の現状は、従事者の高齢化が進み、担い手の確保が最大の課題となっています。この課題解決のためには、農地の集積および集約化により効率的に作業を行うことができる生産基盤の整備が必要であります。

また、老朽化等の問題を抱える農業用施設の対策は、防災減災の観点からもますます重要な課題となっており、特にため池や揚排水機場の改修等は、年次的な計画をたて、順次取り組んでいます。しかしながら、本市は多くの施設を抱えている中で、地元からの早期改修、完成を求める要望は年々増加しており、防災上の観点からも事業の進捗を早める必要があります。

今後とも、所要額の予算確保を関係機関に働きかけていただくとともに、引き続き、継続地区及び新規要望地区の事業が円滑に進むよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

[県営事業]

事業名	地　区	位　置	着手状況	要望状況	備　考
農地中間管理機構関連農地整備事業	長浜園（ながはまその）	出雲	事業中	継続	
水利施設等保全高度化事業	湖岸北（こがんきた）	斐川	事業中	継続	
水利施設等保全高度化事業	新中央（しんちゅうおう）	斐川	事業中	継続	
水利施設等保全高度化事業	十間川（じっけんがわ）	出雲	未着手	新規	
水利施設等保全高度化事業	上島（かみしま）	出雲	未着手	新規	
水利施設等保全高度化事業	北灘（きたなだ）	斐川	未着手	新規	
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	大門池（だいもんいけ）	平田	事業中	継続	
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	寺田（てらだ）	斐川	未着手	継続	

農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	こうざんおおいけ 高山 大池	平田	未着手	新規	
農村地域防災減災事業 （地域防災機能増進事業）	ところばら 所 原	出雲	事業中	継続	
農村地域防災減災事業 （地域防災機能増進事業）	たかつや 高津屋	佐田	事業中	継続	
農地耕作条件改善事業	にしぞの 西園	出雲	未着手	新規	
農山漁村地域整備交付金	やまじひがし 山地 東	出雲	未着手	新規	
農山漁村地域整備交付金	くにびき海岸	出雲	未着手	新規	

［団体営事業］

事業名	地　区	位　置	着手 状況	要望 状況	備　考
農業水路等長寿命化・防災減災事業 【市内農業用ため池、用排水施設】	全域	全域	事業中	継続	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	いごし 居 越	出雲	未着手	継続	
農地耕作条件改善事業	ひかわなじま 斐川 名島	斐川	事業中	継続	
農地整備事業 （基幹農道整備事業）	出雲農道施設	全域	事業中	継続	

17　国営緊急農地再編整備事業「宍道湖西岸地区」の推進について

国営緊急農地再編整備事業「宍道湖西岸地区」では、平成３０年度の事業着手以降、事業費が年々拡充され、これまでに大区画化ほ場を約１００ヘクタール整備し、加えて暗渠排水の工事にも着手されました。また、論田川（ろんでんがわ）、布崎（ぬのざき）の両排水機場建設や論田川（ろんでんがわ）の拡幅などの排水改良も進めていただいております。

県には、これまで布崎（ぬのざき）、灘分（なだぶん）両地区の換地計画の策定をはじめ、国の調査、設計、工事の支援に大きくご尽力をいただいております。また、宍道湖西岸国営事業営農促進部会では、営農支援を進めていただいておりますことに深く感謝申しあげます。

本市は、この事業の一日も早い完工を目指し、生産性の高い農業基盤において、営農組合、農業法人などの担い手が、高収益作物への転換を図り、経営基盤の強化につながるよう、一層の対策と支援に力を尽くしてまいります。

つきましては、本事業の着実な実施に向けて、更なるご支援をいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

(1)　営農組合、農業法人などの担い手へ指導及び助言等を行うこと。

①　高収益作物の品種選定、栽培技術、販路拡大等

②　経営基盤の強化、後継者の育成、生産工程管理の向上等

③　担い手間の情報交換及び連携強化

(2)　国営緊急農地再編整備事業の令和７年度の予算確保及び早期整備に向けて国へ働きかけること。

18 シカの被害対策の拡充について

県のシカ被害対策については、出雲北山山地はもとより、本市が実施している湖北山地の被害対策にも財政的な支援をいただき、感謝申しあげます。

出雲北山山地における令和５年末生息頭数の推定値は、４４２～１，９７９頭、湖北山地では２５８～９２７頭と推定され、ほぼ横ばいから減少傾向にありますが、出雲北山山地の生息頭数を１８０頭とすることや、湖北山地は非生息とする目標の達成には、依然として厳しい状況となっており、更に継続した取組が必要であります。

主要な対策であるシカの捕獲については、シカによる被害を受けた者自らで結成された自衛班による捕獲頭数が多く、出雲北山山地における捕獲実績の約６割を占めています。

しかし、自衛班の捕獲経費の一部は市負担とされていることから、本市の財政等に大きな負担となっています。

つきましては、有効なシカ被害対策に引き続き取組んでいただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　出雲北山山地のシカ被害対策に係る予算を確保すること。

⑵　出雲北山山地の自衛班に係る経費を負担すること。

商工労働関係

19　県を挙げた観光誘客の強力な推進について　【一部新規】

県におかれては、「美肌」や「ご縁」をテーマにした観光総合対策事業や、外国人観光客誘致に鋭意取り組んでいただいているところです。本市においても、観光入込客数はほぼコロナ前の水準となり、宿泊客総数は過去最高となるなど着実な回復が見られます。

こうした中、令和７年度には「2025 年大阪・関西万博」を機に多くの外国人観光客の訪日が見込まれ、国内旅行の更なる活況も期待されます。これらの人の流れを県にも呼び込み、経済効果を最大化させることが求められます。

つきましては、市町村との連携による県を挙げた誘客の取組の推進等について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　2025 年大阪・関西万博に向けた、国内外からの誘客を図ること。

①　各市町村が計画する魅力ある伝統芸能や、民芸・工芸品等多様な文化に触れることができる機会を効果的に発信すること。

②　県内周遊・滞在を促進する取組を推進すること。

⑵　インバウンド誘客に向けた施策を積極的に推進すること。

①　出雲縁結び空港への国際定期便就航に向けた更なる取組を推進すること。

中でも、国際定期便の就航実現を目的とした覚書が結ばれているベトナムとの国際チャーター便については、観光、産業、人材各分野における往来の増加に向けた取組を主導し、利用増に向けた施策を積極的に展開すること。

②　日本政府観光局（ＪＮＴＯ）や広域団体と連携し、重点国に応じた戦略を策定するとともに、市町村と共有しながらリーダーシップをもって取組を進めること。

⑶　世界的観光地となるための受け入れ環境を整備すること。

①　国内外旅行客の利便性を高めるエリアWi-Fi環境整備などの面的ＤＸ推進に資する取組を支援すること。

②　大山隠岐国立公園満喫プロジェクトを全域的に推進すること。

ア　満喫プロジェクト島根半島西部協議会への財政支援を継続すること。

イ　大山隠岐国立公園全域にわたって自然の魅力を堪能できる広域周遊ルートを開発するとともに、国内外に向け発信すること。

⑷　大山隠岐国立公園をはじめとした県内の魅力ある自然公園・自然歩道等を、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化するために、積極的な基盤整備等を行い、受け入れ態勢強化・魅力向上に努めること。

①　中国自然歩道を整備すること。

ア　旅伏山・鰐淵寺ルートにおいて、頂上付近の地元設置トイレに代わる公衆トイレ（自然分解型のバイオトイレ等）を設置すること。

イ　遙堪峠から弥山へのルートを新設整備すること。

ウ　斐川三山（高瀬山、仏教山、大黒山）のルートについて、中国自然歩道としての路線追加及び整備を行うこと。

②　立久恵峡県立自然公園を整備すること。

ア　立久恵峡遊歩道について、国道184号線の線形改良工事の影響を受けて分断される見込みの箇所を川側へ付け替えること。

イ　立久恵峡県立自然公園の奇岩に繁茂する立木を伐採すること。

③　日御碕灯台駐車場の破損か所の応急対応による安全確保と、区画線消失か所の整備による、駐車場の有効活用を図ること。

20　「物流２０２４年問題」への対策について

２０２４年４月の物流業界におけるドライバーの働き方改革等に伴い、日本全体の物流体制の持続的な維持が大きな課題となっています。

特に中小企業者からは、近年の物価高騰と相まって輸送コストが上昇し、経営悪化を懸念する声が多く寄せられています。

このような中、県におかれては県内の物流実態調査を実施され、今年度からは荷主事業者における物流効率化計画の策定・実行への支援などの新規事業に着手されています。

つきましては、この問題の地方都市における経済活動への影響を鑑み、その解消と地域経済の持続的発展のため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　物流革新に向けた政策パッケージの着実な実行について、国に対し働きかけるとともに、継続的な実態把握に努めこの問題で大きな影響を受けている事業者への支援策について引き続き検討・実施すること。

21　物価高騰下における地域経済対策と企業の人材確保について

ロシアのウクライナ侵攻に端を発した原油や金属、穀物等の国際価格の高騰は、市民生活・事業活動にかかるあらゆる面で大きな影響を与え、物価高騰は先行きが見えない状況にあります。

一方、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、あらゆる業界において人材不足が深刻化し、経済活動の妨げになっています。この状況は今後も続くと考えられ、事業の省力化やＤＸ化等による生産性向上に向けた取組の強化や、副業プロ人材や外国人労働者など多様な人材の活用、賃上げなどによる人材の職場定着支援など多面的な施策を行う必要があります。

つきましては、県と本市の施策が相乗的に効果を発揮し、物価高騰と人材不足の影響を大きく受けている地域経済の回復に向けた迅速・効果的な対策を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　原油価格や電気・ガス料金のほか、さまざまな原材料費等の高騰に伴うコスト増により、大きな打撃を受けている中小・小規模事業者や農林漁業者に対し、引き続き事業継続に向けた適切な支援を行うこと。

⑵　あらゆる業界における深刻な人材不足問題に対し、引き続き生産性向上や多様な人材の活用に向けた取組を強化するとともに、新たな施策を検討すること。

22　ＩＴ産業振興の強化について

近年のオンライン会議やリモートワークなどの普及によるＩＴ関連の需要が高まり、全国的にＩＴ人材の不足が顕著になっています。経済産業省の「ＩＴ人材需給に関する調査」によると、２０３０年には全国で最大約７９万人のＩＴ人材が不足すると予測されています。

このような中、県におかれては、若者に魅力のある産業として先進的にＩＴ産業の振興に注力され、都市部からの企業誘致や人材育成に積極的に取り組まれているところです。本市においても、『Tech Hub Izumo』構想を掲げ、ＩＴなどのテクノロジーを持つ人材や企業が行き来する結束点（ハブ）となり、人、企業、ビジネスの好循環を生み出す他地域にないＤＸ先進エリアの創造を目指し取り組んでいます。

今後、ＩＴ人材、ＩＴ企業の需要はますます高まることが見込まれ、ＩＴ産業の振興に向けて下記について要望します。

記

⑴　ＩＴ人材、ＩＴ企業の誘致促進に向けて、県・市の連携を更に強化すること。

⑵　高い成長性を持ち、新たな魅力ある雇用を生み得るスタートアップ企業の進出を支援するため、現行の補助制度の拡充を図ること。

⑶　急速に進むＤＸに対応するため、高等教育機関における高度ＩＴ人材を育成する環境整備を図るとともに、引き続きＩＴ人材の育成・確保支援事業を拡充すること。

23　企業誘致と地元就職への支援について

ＢＣＰ（業務継続計画）の観点やリモートワークの普及などから、地方へ拠点を開設する企業の動きが広がりつつあります。この機会を捉えて、企業誘致活動の更なる強化が必要であると考えています。

また、脱炭素社会実現に向けて国をあげて取組が加速する中、事業活動においてもサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル達成に向け、本格的に対応を求められることが予測されます。企業立地において、脱炭素社会実現に貢献する事業計画を支援する優遇制度があれば、一層効果的な企業誘致を展開できると考えています。

一方、本市では、地域産業を支える人材の確保のため、企業と県外学生の交流会開催など地元就職への取組を強化しており、地元就職に関する情報を効果的に発信し、学生が高校卒業後も地元とつながりを持ち続けることが重要と考え取り組んでいます。

以上の状況を踏まえ、企業誘致と地元就職を促進し、定住人口増加を図るため、下記について要望します。

記

⑴　多種多様な業種の立地促進に向け、県・市の企業誘致活動における連携を更に強化すること。

⑵　一層効果的な企業誘致の展開をめざし、企業立地優遇制度において再生可能エネルギー利用促進等の取組を支援するメニューの追加など制度を拡充すること。

⑶　地元就職促進のため、学生への情報発信や就活等イベントを共同して実施するなど、本市との連携を強化すること。

土木関係

24　本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

本市の魅力を発揮し、地域の一体化を促進するため、広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備は、重要かつ喫緊の課題であります。

また、観光ネットワークの整備と拡充及び安全・安心な都市の建設を促進するため、国道・県道を中心とした道路ネットワークの構築が求められています。

国道９号については、芦渡交差点から神西小入口交差点間の早期の４車線化の事業着手に向け、国に対して働きかけをしていただきますよう要望いたします。

また、本市神西沖町地内の神西小入口交差点から湖陵町差海地内の江南分れ交差点までの歩道整備については、引き続き、事業推進と残る区間の早期の事業着手に向け、国に対して働きかけをしていただきますよう要望いたします。

国道１８４号については、市街地と佐田地域をつなぐ重要な路線でありますので、乙立町地内の改良整備について、早期完成に向けて事業を推進していただきますよう要望いたします。

国道４３１号については、東林木バイパスから一般県道 十六島(うっぷるいなおえ) 直江停車場(ていしゃじょう)線(せん) までの歩道整備について、事業中の国富工区の整備促進をお願いするとともに、国富工区が完成後は未着手区間も継続して事業に取り組んでいただきますよう要望いたします。

主要地方道斐川一畑大社線については、災害時には地域住民の避難道路としても大変重要な道路となりますが、塩津町から小津町までは、車両が通行できない区間となっていました。この問題を解決するため、県におかれては農林水産部とも連携し、当該区間を林道整備として繋ぐ事業が進められましたことに感謝いたします。

主要地方道 出雲(いずも) 三刀屋(みとや) 線(せん) については、他市町との連携のため重要な道路であります。事業中の区間については、早期完成に向け、より一層推進していただきますとともに未着手区間についても早期に事業着手していただきますよう要望いたします。

一般県道 大社(たいしゃ) 立久恵(たちくえ) 線(せん) の松寄下町地内の歩道整備については、令和６年度から着手していただきましたことに感謝いたします。引き続き

事業推進をよろしくお願いいたします。

一般県道 斐川 上島 線（ひかわかみしません）については、市南部地域から斐川ＩＣへのアクセス道路であるとともに、斐川地域の既存の工業団地や、現在市が整備している出雲斐川インター企業団地への通勤経路でありますので、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

加えて、地元から強い要望のある森坂大橋の架替えについても、早期着手に向けて取り組んでいただきますよう要望いたします。

一般県道 遙堪 今市 線（ようかんいまいちせん）については、多くの通勤車両や大型車両が頻繁に往来する中を、歩行者や自転車が通行しています。また、歩行者と車両との接触事故も発生しています。このような状況の中、小山町から姫原町の区間について、用水路の蓋掛けによる歩行空間の確保に着手していただきましたことに感謝いたします。引き続き事業の推進に取り組んでいただきますよう要望いたします。

簸川南広域農道（通称：出雲ロマン街道）については、市街地の南側に位置し、斐伊川を横断する大動脈の一つとして、東西幹線道路網を形成しています。

本路線は、地域相互の連携強化をはじめ、山陰道の各インター線にもアクセスし、観光、物流、通勤等に大きく貢献しています。周辺では出雲斐川インター企業団地の造成も進んでおり、交通量が著しく増加する中、県道昇格を求める声が高まっています。

本来、全区間について一度に認定すべきものと考えますが、このうち交通量の多い国道５４号から国道１８４号までの区間の県道昇格について、検討を進めていただきますよう要望いたします。

その他、下記幹線道路の改良整備や災害防除などにつきましても、ご配慮をいただきますよう要望いたします。

記

(1)　国道

路線名	位　置	内容	着手状況	要望状況
9号	芦渡町～神西沖町	改良整備	未着手	継続
	神西沖町～湖陵町差海	歩道整備	事業中	継続

路線名	位　置	内容	着手状況	要望状況
184号	乙立町	改良整備	事業中	継続
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続
	佐田町八幡原	改良整備	未着手	継続
	佐田町八幡原	歩道整備	未着手	継続
	佐田町東村	改良整備	未着手	継続
	佐田町高津屋	改良整備	未着手	継続
431号	東林木町～美談町	改良整備	未着手	継続
	美談町～国富町	歩道整備	事業中	継続
	園町、鹿園寺町	改良整備	未着手	継続

⑵　主要地方道

路線名	位　置	内容	着手状況	要望状況
斐川一畑大社線	小境町～地合町～坂浦町	改良整備	事業中	継続
	美保町～塩津町	災害防除	事業中	継続
	塩津町～小津町	(林道整備)	(事業中)	(継続)
	河下町～猪目町	災害防除	事業中	継続
	大社町鷺浦	改良整備	事業中	継続
出雲三刀屋線	上塩冶町	改良整備	事業中	継続
	上塩冶町～船津町	改良整備	事業中	継続
	上島町	改良整備	事業中	継続
大社日御碕線	大社町日御碕	災害防除	事業中	継続
湖陵掛合線	佐田町八幡原	歩道整備	事業中	継続
	佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続

⑶　一般県道

路線名	位　置	内容	着手状況	要望状況
出雲平田線	武志町	改良整備	事業中	継続
	西代町～平田町	歩道整備	事業中	継続
斐川出雲大社線	荻杼町	改良整備	事業中	継続
大社立久恵線	松寄下町	歩道整備	着手	継続
	芦渡町～乙立町	改良整備	未着手	継続
	乙立町	改良整備	事業中	継続

路線名	位　置	内容	着手状況	要望状況
斐川上島線	斐川町直江～阿宮	改良整備	事業中	継続
斐川上島線	斐川町直江	歩道整備	未着手	継続
三刀屋佐田線	佐田町須佐	改良整備	事業中	継続
	佐田町反辺～大呂	改良整備	事業中	継続
木次直江停車場線	斐川町出西	改良整備	事業中	継続
鰐淵寺線	河下町	改良整備	事業中	継続
	奥宇賀町～口宇賀町	歩道整備	事業中	継続
十六島直江停車場線	西代橋	橋梁耐震	事業中	継続
遙堪今市線	小山町～姫原町	交通安全	着手	継続
外園高松線	下横町～高松町	改良整備	事業中	継続
佐田小田停車場線	佐田町毛津	改良整備	未着手	継続
窪田山口線	佐田町佐津目	改良整備	未着手	継続
宮内掛合線	佐田町原田	改良整備	事業中	継続

25　都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線２工区の４車線化整備について

都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線２工区は、本市の中心市街地南部を東西に結んでおり、朝夕の通勤の時間帯には、古志大橋を中心に慢性的な渋滞が発生しています。

このうち、都市計画道路今市古志線２工区については、出雲市駅付近連続立体交差事業第二期工事の休止にあたり、県として、出雲市の都市基盤整備を進めるうえで、優先度の高い街路に先行投資をすることが得策との判断により、山陰自動車道に関連する骨格道路としての都市計画道路今市古志線の整備を進めることとなり、１工区については平成２１年３月に供用開始しましたが、平成２３年３月、２工区の事業着手は、当路線の「交通需要が生じた時点」で検討することとなり、着手を延期されました。

その後、都市計画道路医大前インター線が供用開始され、この路線に連続する都市計画道路今市古志線２工区との一連の区間においては、通勤、観光、物流等での通行車両が増加し、さらに、令和６年度に山陰道出雲ＩＣ以西が開通すると、出雲ＩＣから当路線へ進入する車両が増大することから、深刻な渋滞問題に発展すると予想されます。以上のことから、只今が、都市計画道路今市古志線２工区着手を検討する時期となる「４車線の交通需要が生じる時点」であると考えます。

つきましては、都市計画道路医大前インター線及び今市古志線２工区の４車線化事業着手について検討いただきますよう要望いたします。

記

⑴　一般県道 多伎 江南 出雲 線（たきこうなんいずもせん）（都市計画道路 医大前インター線及び今市古志線２工区）について４車線化の事業着手を検討すること。

26　国道９号出雲バイパスの全線４車線整備について

国道９号出雲バイパスは、山陰道、出雲縁結び空港へのアクセス道路としての利用、沿線への大型商業施設の進出、出雲大社等への観光客の増加等により、慢性的、恒常的に交通渋滞が発生しています。出雲バイパスは、本市にとってあらゆる市民活動をささえる最も重要な社会基盤であることから、一日も早い全線４車線化が望まれます。

こうしたなか、からさで大橋区間の１．８㎞においては、４車線化整備が新規事業化され、調査設計が進められていることに感謝いたします。引き続き、からさで大橋区間の重点的な予算配分による早期完成を国に強く働きかけていただきますよう要望いたします。

また、出雲バイパスの暫定２車線で供用している５．６㎞のうち、姫原東交差点から消防本部北交差点間の前後については、ボトルネックとなり渋滞発生の原因となっています。この区間が４車線化されることによって、からさで大橋区間も含めると連続して６．１㎞が４車線で供用となることから、慢性的な渋滞解消に大きく寄与するものと考えます。つきましては、からさで大橋区間の事業促進に加え、本区間の新規事業化についても要望いたしますので、国へ強い働きかけをお願いいたします。

記

⑴　国道９号出雲バイパスの全線４車線整備の促進を国に要望すること。

⑵　からさで大橋区間の予算の重点配分による早期完成を国に強く働きかけること。

⑶　姫原東交差点から消防本部北交差点間について、４車線化整備の新規事業化に向け、国に強く働きかけること。

27　サイクリングを活用した広域観光及び山陰道沿線の活性化対策の推進について【新規】

サイクルツーリズムによる健康づくりや環境負荷の低減、インバウンド需要の取り込みなど自転車利用への関心が高まるなか、広域的なサイクリングロードの整備は、周遊観光を促進し、山陰道沿線の活性化にもつながると考えています。

本市では、令和６年度に出雲市自転車活用推進計画を策定し、道の駅キララ多伎から出雲大社に向かう海岸道路をはじめ、観光施設を周遊できるサイクリングロードの整備を進めていくこととしています。

県におかれては、島根県自転車活用推進計画において「サイクリングを活用した広域観光の推進」を掲げておられるところです。本市を横断する県道出雲路自転車道線を利用した「縁結び街道サイクリングコース」の設定をはじめ、令和２年度には県が事務局となって、「山陰海岸サイクリングロード検討会議」を開催し、大田市から出雲大社間のサイクリングロードの検討などにも取り組まれました。

サイクリングを活用した観光振興を一層促進していくためには、現在中断している「山陰海岸サイクリングロード検討会議」の早期再開も含め、県が掲げている取組をさらに深めるとともに、強いリーダーシップのもと広域的なサイクリングロード環境を早急に整えていくことが必要と考えます。

つきましては、サイクルツーリズムの推進について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　観光振興及び山陰道開通後の沿線活性化などを目的とした広域的なサイクルツーリズムの推進について、県が主体となった取組を進めること。

⑵　県道出雲路自転車道線をはじめとしたサイクリングコースの環境整備、適切な維持管理を行うこと。

28　高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

高規格道路「境港出雲道路」は、中海・宍道湖圏域を山陰道などとともに高規格で高速性のある８の字ネットワークで結び、圏域の経済、産業、観光などあらゆる社会活動に限りないストック効果を生みだすものであり、本道路の早期全線開通は、本市にとって永年の悲願であります。

また、新年に発生した能登半島地震では、道路網の寸断によって住民避難や物資輸送などに遅れが生じました。我々が暮らす島根半島も同じように半島特有の道路網の脆弱性を抱えていることから、市民の安全安心を確保するためにも高規格道路の早期整備は極めて重要と考えます。

こうしたなか、境港出雲道路や中海・宍道湖８の字ルートは、早期実現に向けて官民挙げた取組が活性化しており、その機運醸成も図られつつあります。令和５年度には島根鳥取両県知事と中海・宍道湖圏域の５市長が初めて一同に会し、斉藤鉄夫国土交通大臣へ要望することができたことから、早期整備に対する期待が一層高まっています。

本市としましても、令和５年度に設立された「中海・宍道湖８の字ルート整備推進会議」など関係団体と連携を強化していくとともに、高規格道路の整備を見据えた将来ビジョンの具現化に向け、出雲大社を中核とした圏域の観光振興促進などの取組を積極的に推進していきます。

つきましては、本市及び中海・宍道湖圏域の未来と発展を担う高規格道路「境港出雲道路」の早期実現に向けて、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　高規格道路「境港出雲道路」の早期実現に向け、関係団体等と一体となって国へ強く働きかけるとともに、国と連携を図りながら整備を推進すること。

29　河川の改修推進と適切な維持管理について

平田船川（ひらたふながわ）、**湯谷川**（ゆやがわ）、**十間川**（じっけんがわ）、**高瀬川**（たかせがわ）の河川改修事業については、計画的かつ積極的に事業を推進していただき感謝申しあげます。引き続き予算を確保していただき、一日も早い完成をお願いいたします。

保知石川（ほじしがわ）については、令和３年７月豪雨により浸水被害が多数発生しました。県においては、浸水対策について検討され、部分修繕に着手していただき、感謝いたします。今後は予算を確保いただき、早期完成に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

網場川（あんばがわ）についても、同豪雨により被害を受けましたので、改修に着手いただきますようお願いいたします。

令和３年７月及び令和５年７月豪雨により、甚大な被害が発生した**湯谷川**上流の美談町、東林木町については、浸水被害が軽減できるよう治水対策をお願いいたします。

神戸川については、馬木（まき）大井堰（おおいぜき）から木村橋まで暫定改修に着手していただき感謝いたします。今後、志津見ダムまでの中流部の改修を早期に完成させるため、県管理から国直轄管理に変更していただくよう国に対し要望をお願いいたします。

堀川水系の河川護岸については、修繕の必要な箇所が残っていますので、引き続き計画的な修繕工事をお願いいたします。

九景川（くけがわ）については、出雲・湖陵道路の整備に伴う関連河川への影響対策として、山陰道から下流の改修工事に積極的に取り組んでいただき感謝いたします。引き続き、山陰道から上流の区間についても早期完成に向けて事業推進をお願いいたします。

雲洲平田船川については、「雲洲平田船川環境整備計画」に基づき潤いのある水辺環境の保全を図ることを目的に地域の住民により、令和元年に「雲洲平田船川河川環境整備促進協議会」が設立されるなど、地域住民の水辺環境に対する意識が高まっていますので、河川浄化と環境整備の推進をお願いいたします。

十間川水系については、地元関係者と島根大学との連携により現状調査を実施されています。特に神西湖では、富栄養化を原因としたヘドロの堆積が認められ、水質への影響が懸念されます。本市としましても、県や地元と協力し、対策を進めていく必要があると考えています。一層

の河川浄化、神西湖の水質改善に向けた取組及び環境整備の対策の推進をお願いいたします。

県管理河川の堤防除草や藻刈り等については、経費の１/２を市が負担し、その業務についても県との協定に基づき市が行っており、大きな負担になっています。

河川の環境保全や維持管理については、県が主体的に実施していただきますよう要望いたします。

記

⑴　平田船川（ひらたふながわ）、湯谷川（ゆやがわ）、十間川（じっけんがわ）、高瀬川（たかせがわ）の改修事業を推進すること。

⑵　保知石川（ほじし）、網場川（あんば）の河川改修を推進すること。

⑶　湯谷川（美談町～東林木町）の治水対策を推進すること。

⑷　神戸川中流部の県管理区間（志津見（しつみ）ダムから馬木（まき）大井堰（おおいぜき）まで）を国直轄管理に変更するよう要望すること。

⑸　堀川水系各河川の計画的な護岸対策工事を推進すること。

⑹　山陰道から上流区間について九景川（くけがわ）の河川改修を推進すること。

⑺　雲洲平田船川の河川浄化と環境整備を推進すること。

⑻　十間川水系の河川浄化と神西湖の水質改善の取組及び環境整備を推進すること。

⑼　県管理河川について、県により主体的に維持管理を実施すること。

30　斐伊川放水路への分水に伴う新内藤川水系の整備推進及び斐伊川神戸川治水事業の促進について

斐伊川放水路への分水協議に際し提示された、新内藤川水系である**新内藤川**（しんないとうがわ）、**赤川**（あかがわ）、**午頭川**（ごずがわ）、**塩冶赤川**（えんやあかがわ）の４河川の改修計画については、防災・減災、国土強靭化５か年加速化対策の予算を確保いただき、本改修に取り組んでいただいておりますことに感謝いたします。

令和３年度及び令和５年度には、本市でも甚大な災害が発生していることから、沿川住民の安心・安全のため、平成２０年に策定された「新内藤川流域河川整備計画」を推進していただき、４河川の本改修が早期に完成するよう要望いたします。併せて、防災・減災、国土強靭化５か年加速化対策終了後も切れ目なく事業を進めるため、国土強靭化実施中期計画が早期に策定され、十分な予算・財源の確保がなされるよう、国に対し働きかけをお願いいたします。

また、本市が斐伊川放水路への分水の了承にあたり回答したとおり、大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備の早期完成についても引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

記

⑴　新内藤川（しんないとうがわ）、赤川（あかがわ）、午頭川（ごずがわ）、塩冶赤川（えんやあかがわ）の本改修事業を推進すること。

⑵　斐伊川・神戸川治水事業３点セットのうち、進捗が遅れている下流部の「大橋川改修」と「中海・宍道湖の湖岸堤整備」が早期に完成するよう、国に強く要望すること。

31　斐伊川本川の堤防改修及び宍道湖西岸堤防の整備について

斐伊川本川の堤防改修については、国において、上出西地区の堤防整備を実施していただいております。引き続き整備促進について、国に対し特段の働きかけをいただきますよう要望いたします。

また、宍道湖西岸堤防については、沈下の激しい箇所が残っていることから、引き続き動態観測を行うことや、必要な対策が講じられるよう、国に対し働きかけをお願いいたします。

そして、五右衛門川河口部左岸堤防の沈下や漏水に対する堤防補強については、令和５年度から工事を再開していただき感謝いたします。今後は、一日も早く工事を完成していただきますようお願いいたします。

記

⑴　斐伊川本川堤防の整備を国に要望すること。

⑵　宍道湖西岸堤防の地盤沈下にかかる動態観測を引き続き実施し、必要な対策について、国に要望すること。

⑶　五右衛門川河口部左岸堤防の堤防補強工事を推進すること。

32　海岸線(海浜)の保全・復元及び海岸の適切な維持管理について

日本遺産「日が沈む聖地出雲」の構成文化財である「薗(その)の長浜(ながはま)」に位置する大社町から多伎町にかけての海岸は、「国引き神話」の綱としても登場する大規模な砂浜が形成されています。また、海岸線に沿った道路は、海沿いの景色や夕日など美しい景観が楽しむことができ、沿道には新しい観光施設が複数立地しています。

こうしたことから、本市では、この海岸道路の観光ルート化を目指し、サイクリングロード整備などの取組を進めることとしています。

一方で、岐久(きく)海岸（久村地域)、大社漁港海岸では、海岸に溜まった砂により飛砂の被害が発生しています。車道や歩道における堆砂は、自動車や自転車などの安全な走行に支障となることから、飛砂防止対策が重要と考えています。

また、湊原(みなとばら)海岸、外園(そとぞの)海岸、西浜(にしはま)海岸については、汀線(ていせん)の後退により、民家、農地、道路等が海岸侵食の危険にさらされるおそれがありますので、平成２７年度に策定された「薗(その)の長浜(ながはま)」土砂管理計画に基づき、地元住民の意向等も踏まえながら、土砂管理対策を引き続き推進していく必要があります。

つきましては、本市が誇る美しい海岸線の保全及び適切な維持管理について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　岐久(きく)海岸（久村地域)、大社漁港海岸の飛砂対策を講じること。

⑵　薗の長浜土砂管理対策を計画的に推進すること。

33　グリーンステップＣ谷の利活用について

グリーンステップは、斐伊川放水路事業を促進していくうえで、重要な役割を担い、周辺住民の皆様の格別なるご理解とご協力により実現したものであります。

このうちＣ谷については、県事業での残土処分用地としても利用されており、令和６年度完了を予定されていますが、いまだ有効な利活用計画は示されていない状況です。

つきましては、これまでの経過や、ご協力いただいた周辺住民の思いを十分尊重され、地域の発展や定住促進につながる利活用計画を早急に示し、整備に着手いただきますよう強く要望いたします。

記

⑴　グリーンステップＣ谷について、地域の発展や定住促進につながる利活用計画を早急に示し、整備に着手すること。

34　出雲河下港の整備推進及び利活用促進について

特定地域振興重要港湾である出雲河下港については、湾内の静穏度を確保し、年間を通して安定的な利用を可能とするため、念願でありました沖防波堤工事が完成したことに感謝いたします。

一方、令和５年度には出雲河下港の将来像を具体化した出雲河下港振興ビジョンを策定したところです。利活用対策については、出雲河下港振興会を中心にしっかりと取り組んでまいりますので、ビジョンの実現に向けて、今後も引き続き連携を強化し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

具体的には、垂水地区において、令和５年度に事業着手となった船舶の大型化及び取扱貨物量の増加に対応した耐震強化岸壁（第４号岸壁）の整備を推進していただきますよう要望いたします。

また、利用促進を図っていくためには、山陰自動車道斐川ＩＣからのアクセス道路が極めて重要です。一般県道鰐淵寺線奥宇賀工区について、引き続きアクセス道路として整備を推進していただきますよう要望いたします。

記

⑴　出雲河下港垂水地区の第４号岸壁の整備を推進すること。

⑵　利用促進を図るため、山陰自動車道斐川ＩＣからのアクセス道路の整備を推進すること。

35　砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業の推進等について

自然災害から市民の生命・財産を守る砂防事業等の取組を継続していただき感謝いたします。

下記の砂防事業等のうち、未着手の地区についても、早期着手に向けご配慮をいただきますよう要望いたします。

記

事業区分	地　区	位　置	着手状況	要望状況
砂　防	湯屋谷川（ゆやだにがわ）	東林木町（ひがしはやしぎ）	事業中	継続
	門前谷川（もんぜんだにがわ）	東林木町（ひがしはやしぎ）	事業中	継続
	佐貫利谷川（さがりだにがわ）	乙立町（おったち）	事業中	継続
	芦谷川（あしたにがわ）	乙立町（おったち）	事業中	継続
	丹堀川（たんぼりがわ）	国富町（くにどみ）	休止中	継続
	山崎川（やまさきがわ）	河下町（かわしも）	事業中	継続
	寄居谷川（よりいだにがわ）	十六島町（うっぷるい）	事業中	継続
	清水谷川（しみずだにがわ）	佐田町一窪田（ひとくぼた）	事業中	継続
	御田・二（みたに）	佐田町須佐（すさ）	事業中	継続
	慶正（けいしょう）	佐田町反辺（たんべ）	未着手	継続
	城平（じょうびら）	多伎町口田儀（くちたぎ）	着手	継続
	以下谷川（いげだにがわ）	大社町鷺浦（さぎうら）	事業中	継続
	神宮寺谷（じんぐうじだに）	大社町日御碕（ひのみさき）	未着手	継続
地すべり	深山地区（みやま）	万田町（まんだ）	事業中	継続
	旭が丘地区（あさひおか）	多久町（たく）	事業中	継続
	北垣地区（きたがき）	小境町（こざかい）	事業中	継続
	大谷地区（おおだに）	美野町（よしの）	事業中	継続
	野郷地区（のざと）	野郷町（のざと）、美野町（よしの）	着手	継続
	出雲地区	旧出雲市・旧佐田町	事業中	継続
	八幡地区（やわた）	佐田町大呂（おおろ）	事業中	継続
	松原地区（まつばら）	万田町（まんだ）	事業中	継続
	中ノ手地区（なかのて）	野郷町（のざと）	事業中	継続

事業区分	地　区	位　置	着手状況	要望状況
地すべり	佐田多伎地区	旧佐田町・旧多伎町	事業中	継続
	出雲第一地区	旧出雲市	事業中	継続
	平田斐川第一地区	旧平田市、旧斐川町	未着手	継続
	多久(たく) 地区	多久(たく) 町	事業中	新規
	報徳(ほうとく) 地区	河下(かわしも) 町	事業中	新規
	中条(なかすじ)・東上(ひがしかみ) 地区	小境(こざかい) 町	未着手	新規
	白滝(しらたき) 地区	佐田町 原田(はらだ)	未着手	新規
	大山(だいせん) 地区	佐田町 大呂(おおろ)	未着手	新規
急傾斜	森原(もりはら) 地区	乙立(おったち) 町	未着手	継続

36　出雲大社門前町の整備について

本市では、出雲大社門前町としての魅力向上を図りながら、賑わいの創出に取り組んでいる中で、県にもご協力をいただいておりますことに感謝申しあげます。

都市計画道路「神門通り線（しんもんどおりせん）」については、現在、県において大鳥居付近から吉兆館前交差点区間を整備していただいております。引き続き、早期完成に向け事業の推進をお願いいたします。

都市計画道路「北荒木赤塚線（きたあらきあかつかせん）」については、出雲大社に通じる交通量の多い主要な道路であることから、未整備区間の１，３４０ｍについて、整備していただきますよう要望いたします。

国道４３１号の勢溜（せいだまり）西から宮内（みやうち）交差点までの区間には、南側に歩道が途切れた部分があり、歩行者の安全確保に問題があったことから、令和５年度、県において、誘導看板を設置していただきました。しかしながら、依然として、南側での歩行者が見られる状況であり、加えて、減少していた観光客も回復傾向にあります。そこで、歩行者の安全性と利便性が更に高まるよう、南側への歩道の整備をお願いするとともに形状の悪い宮内交差点の改良をあわせて要望いたします。

次に、堀川におけるレジャー船の不法係留対策については、大社門前町の景観、治水対策及び津波被害等の防災上の観点からも不可欠であります。令和５年３月に民間事業者によって新たな係留施設が整備され、不法係留船の受け入れ先が確保されたことは、船舶の適切な保管場所への移動を促進させ、対策を進展させる契機となりました。また、県における、重点係留禁止区域の拡大や船舶放置禁止区域の指定などの規制強化、所有者に対する自主撤去の呼びかけなどの啓発活動により堀川における不法係留船の数は年々減少しています。今後も、積極的な撤去や係留施設への誘導強化を図っていただき、不法係留船のない健全な河川環境となることを期待しています。

本市としましても、不法係留対策について、県や地元と連携しながら協力していきますので、引き続き不法係留対策の推進をお願いいたします。

記

⑴　都市計画道路「神門通り線」の事業推進と都市計画道路「北荒木赤塚線」の未整備区間を整備すること。

⑵　安全な歩行空間の確保のため国道４３１号（勢溜西～宮内交差点）の歩道の整備と宮内交差点を改良すること。

⑶　堀川におけるレジャー船不法係留対策を推進すること。

37　出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の事業について

出雲市駅付近連続立体交差事業は、平成１３年に第一期区間が完成し、今市（いまいち）、塩冶地区（えんやちく）においては、都市計画道路等が鉄道と立体交差するようになったため交通の利便性が格段に向上し、市街地発展を遂げているところです。

一方、第二期区間がある大津地区（おおつちく）は、中学校、高校といった文教施設などが立地する、有効活用が見込める土地でありながら、第二期区間が長期にわたり休止とされ、関連する都市計画道路も整備を保留しなければならないため、一体的なまちづくりが進まない状況にあります。

本市としては、この地域が持つ高いポテンシャルを発現させるために、都市計画道路の整備を進め、市街化の誘導を図りたいと考えております。

そのためには、第二期区間の実施が最善と考えますが、国の補助が見込めないという事情もある中、本市のまちづくりを見据えたうえで、県とともに事業の方針を出していきたいと考えています。

つきましては、休止状態が続く第二期区間について、事業の方針が速やかに決定できるように、県におかれても鉄道事業者との調整等、引き続き責任を持って取り組んでいただきますよう要望いたします。

記

⑴　出雲市駅付近連続立体交差事業の第二期区間の方針が速やかに決定できるように、引き続き責任を持って取り組むこと。

38　浜山公園施設の整備・拡充について

県立浜山公園は、野球場、陸上競技場、体育館など多くのスポーツ施設を有しており、県民のスポーツ活動拠点として、また、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催される県内屈指の総合スポーツ拠点として、重要な役割を担っています。

また、２０３０年に県で開催される予定の国民スポーツ大会の開閉会式会場、陸上競技、高校野球硬式競技、柔道競技の会場になることが決定しています。

県内唯一の第１種公認の陸上競技場については、夜間照明設備の調査設計が進められ今年度から工事着手されると伺っており、厚くお礼申しあげます。その他バックスタンド側の固定席、選手移動の動線確保、雨天練習場の拡充、電光掲示板の改修・拡充等全体の整備を早期に進めていただきますようお願いします。

一方、野球場については、現在、内野スタンドの改築、ブルペン整備、グラウンドの拡張等整備計画が進行中と伺っていますが、引き続き、観覧席の拡充を含めた全体の整備を早期に進めていただきますようお願いします。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　浜山公園陸上競技場について、アスリートファーストの観点から整備を早期に進めること。

なお、整備に当たっては、競技団体の意向を踏まえた整備計画とすること。

⑵　浜山公園野球場について、全体の整備を早期に進めること。内野スタンドの改築に当たっては内野席を個別シート化するとともに、観覧席を拡充すること。

なお、整備に当たっては、競技団体の意向を踏まえた整備計画とすること。

教育関係

39　必要な教員の確保について

近年、全国的に教員不足が問題となっており、県においてもその影響は年々深刻な状況となっています。

本市の小・中学校においては、令和６年度当初に常勤講師が配置できず、非常勤講師の配置となった学校は２６校で、人数は４４人であり、この数値は令和５年度当初と同程度であり、非常に厳しい状況が続いています。

非常勤講師では担任や校務分掌を持たせることができないことから、常勤の教員がこれらを担わなければならないため、学校経営に苦慮している現状があります。加えて、講師不足から、年度中途で生じた欠員に係る代替教員確保も困難な状況です。

つきましては、学校の負担軽減を図るうえからも、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　教員の配置について、欠員を生じさせないために必要な常勤の教員を確保すること。

⑵　将来にわたり安定した学校経営を図るため、教員確保に係る中・長期的な施策を展開すること。

40　不登校児童生徒支援のための施策の充実について

出雲市における令和５年度の不登校児童生徒数は、小学校で２９７人（前年度比７７人増)、中学校で４３０人（前年度比５８人増）となり、増加に歯止めがかからない状況です。このような状況を受け、令和５年度には、出雲市不登校対策指針を策定し、学校復帰のみならず、多様な学びの場を確保して個々の学びを保障する施策等について示したところです。今後、不登校児童生徒を含めたすべての児童生徒を大切にする教育をより一層推進することとしています。

現在、県事業である「子どもと親の相談員」や「学びいきいきサポートティーチャー」により、校内支援体制の強化を図りながら不登校児童生徒への支援を行うとともに、市単独事業として、中学校を対象に不登校相談員を配置しているところです。そして、不登校相談員については、今年度、市内全中学校に配置して不登校対策を強化しましたが、増加する不登校児童生徒に対する支援には、更なる配置の拡充が必要です。

昨年度、本市の学校においてスクールカウンセラーが実施した教育相談内容は、小学校で約２７％、中学校で約２７％が不登校に関する相談であり、友人関係、家庭環境、心身の健康、学業不振といった相談内容を含めると、不登校に関する相談がほぼ全体を占めています。

また、家庭環境に起因する不登校児童生徒も増加しており、スクールソーシャルワーカーが家庭と学校をつなぎ、様々な調整を図ることにより改善に向かうケースもあり、福祉的な視点から不登校児童生徒を支える体制の強化が必要であると考えています。

つきましては、不登校児童生徒支援のための施策充実について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　全県で喫緊の課題となっている不登校対策において、学校復帰のみならず、多様な学びの場を確保して個々の学びを保障する施策や事業を構築すること。

⑵　小学校に配置される「子どもと親の相談員」の配置校の拡大と、配置時間数の増加を図ること。また、中学校においても同様の役割を果たす相談員の配置をすること。

⑶　中学校に配置される「学びいきいきサポート事業」の配置校を拡大すること。また、大規模校へは複数配置とすること。

⑷　スクールソーシャルワーカーの派遣時間数を増やすため、委託事業費を増額すること。また、スクールカウンセラーの配置時間数の増加を図ること。

41　ＩＣＴ機器を活用した教育推進に対する支援について

国が進めるＧＩＧＡスクール構想実現に向け、令和２年度に児童生徒１人１台のタブレットパソコンや授業で使用する大型モニターなどの関連機器を整備しました。

現在、国においては、児童生徒３人に２台分の経費を支援することとされているものの、残る３人に１台分と指導者用のタブレット端末については整備する自治体の負担となります。

また、国においては、デジタル教科書の本格的な導入や全国学力調査についてのＣＢＴ化が進められています。このような状況の中、本市では、情報活用能力ステップアップ表を作成し、児童生徒がＩＣＴ活用に関して一定の時期までにつけたい力の目安を示し、ＩＣＴ支援員の配置や学習支援ソフトの活用といった教員向けの各種研修を開催するなど、教員をサポートする体制を整えてきています。

しかしながら、本県教育におけるＩＣＴ機器の活用状況は、全国に比べて非常に低い水準にあり、県全体の活用を高める必要があります。今後さらにＩＣＴ機器を授業や家庭学習で活用していくためには、教員の活用能力の更なる向上が不可欠です。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　指導者用タブレット端末も含め、機器の更新に係る経費を全額国が負担するよう、国に対し強く要望すること。

⑵　ＩＣＴ機器を有効活用し、充実した教育を推進していくため、県が主導的役割を果たすよう県としての方針を明確にし、教員への指導支援を行うこと。

42　出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学３年生から中学３年生までの全ての児童生徒を対象に、７学年で１３単元の理科学習を行っており、年間延べ約２０，０００人の児童生徒が授業を受けています。この科学館理科学習は、教育課程に基づく授業として独創的な実験・体験学習を行う先進的な取組であり、児童生徒にとっては、観察や実験結果とその考察を通じて問題解決力の向上や、理科を含めた理数系分野全般への興味関心を高め、ひいては将来の進路選択の動機付けにもつながるものと考えます。

これに加えて、不登校傾向の中学生を対象としたLet’s理科学習を３回、不登校の小中学生を対象としたEnjoy科学教室を９回、特別支援学級在籍者を対象としたリカム科学教室を小中学校各２回実施する学習支援を行っており、これらは児童生徒の学習意欲の向上や登校への動機付けとなっています。

また、学校の理科学習と科学館理科学習が連続性を持てるように双方の教員が共通理解を図っており、引率する教員の指導技術及び資質の向上が図られています。

さらに出雲科学館は、教員の指導力及び資質向上を目的とした研修を年５回開催し、教員研修の場としての役割も果たしています。

このように、理科学習に携わる教員は、指導的な役割も担いながら、専門性を高めて質の高い授業を提供できる力量を培っており、本県理科教員の育成にも大きく貢献してきました。

つきましては、県のめざす人材育成に資するとともに、理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　教諭３名の配置と長期社会体験研修員１名の派遣を引き続き行うこと。

43　特別支援教育の施策の充実について

通常学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、授業だけではなく、学校生活における様々な場面で困難な状況があります。この実態を鑑み、本市においては市の単独事業で特別支援教育補助者や特別支援介助者を、小学校に１１８人、中学校に３６人を配置して支援に努めていますが、十分な指導・支援体制とはいえない状況です。

特に、特別支援学級においては、在籍児童生徒数が年々増加し、複数の学年をまたぐ多人数学級も増加しているため、特別支援学校に準じた学級編成基準が必要な状況となっています。

在籍する児童生徒数が７人以上の特別支援学級には、非常勤講師（にこにこサポート事業（特別支援学級））が配置されていますが、障がい種によっては、在籍する児童生徒の教育的ニーズに寄り添い、きめ細かな支援を行うことが困難な学級があります。また、児童生徒数が７人未満であっても、非常勤講師の配置がなければ、個に応じた支援を行うことが困難な特別支援学級もあります。

つきましては、特別支援教育のさらなる充実のため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　特別支援学級の編成基準を、特別支援学校に準じた基準（１学級の在籍児童生徒数を６人以下）まで引き下げること。

44　日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本市では、本年５月１日現在、市内小学校６校、中学校４校に日本語指導が必要な児童生徒が１４０名、そのうち特別の教育課程による取り出しを行っている児童生徒が１０９名在籍しています。近年、新規入国者は横ばい、ないし、減少傾向ではありますが、外国にルーツがある児童が毎年度約７０人出生しており、今後はこうした児童が就学してきます。

本年度は、県配置の児童生徒支援加配教員１９名に加え、市として日本語指導員を２０名、母語ができる日本語指導補助員を４名、通訳翻訳支援員も４名配置しています。さらに、保護者支援や進路指導の充実のために、関連企業の支援を受けて、２名の通訳翻訳支援員を学校に配置しています。令和元年度からは、「日本語初期集中指導教室」を出雲科学館に設置し、転入間もない児童生徒が、約１か月間、日常生活に必要な日本語や学校生活のルールなどを集中的に学習する仕組みも構築しています。

このように、本市では、児童生徒によって日本語習得や学習状況が大きく異なる中、個々の状況に応じたきめ細かな指導を行うための人的・財政的負担は、たいへん大きなものとなっています。

また、本市ではキャリア教育の充実を図っており、中学校卒業者の進学率は８割を超える状況にあります。しかしながら、卒業後の進路選択について様々な希望があるものの、日本語、とりわけ学習言語の習得状況により、高校見学会などでの説明の中から、支援（サポート）体制が整っていないことで進路を変更した生徒も見受けられ、進学の選択肢を広げる支援が必要です。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　児童生徒支援（日本語指導）加配教員を増員配置するとともに、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細かな指導・支援のための非常勤講師を配置すること。

⑵　母語ができる補助者等の配置や教職員研修の充実のため、補助事業に係る予算を確保するよう国に働きかけること。

⑶　公立高等学校入学者選抜における帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠を市内の公立高等学校に設けるとともに、対象生徒の入学後の支援体制を整備すること。

45　教職員の退職年齢引き上げに伴う役職定年者（管理職経験者）の活用について

教職員の定年延長に伴い役職定年制が導入され、校長・教頭の多くは管理職を退き、教諭として定年まで勤務することになります。

しかしながら、この役職定年後の管理職経験者は、授業の実施については大きなブランクがあり、ＩＣＴ機器の活用も含め、現在の学習指導要領に沿った授業を行うためには、相当の努力と時間が必要であること、また、現在、定年退職した管理職経験者が再任用教諭として勤務するケースが極めて少ない実態からみても、教諭として授業を行うことは相当難しいと思われます。

一方で、学校教育における管理・指導的立場での豊富な経験を有しており、指導力、調整力に優れた人材であります。

ついては、役職定年後の管理職経験者を活用するため、市町村教育委員会が行う学力向上、生徒指導、特別支援教育などの専門的・指導的業務に従事することで、学校教育の振興に寄与する仕組みを構築されるよう要望します。

記

⑴　役職定年者（管理職経験者）の指導力等を活用し、学校教育の振興を図るため、県と市町村が財政負担を折半し、県から市町村教育委員会へ役職定年者を派遣する制度を構築すること。

警察関係

46　信号機の新規設置数の確保及び交通規制標示の迅速な補修について

県内の交通事故の特徴として、交差点での交通事故の発生割合が高い状況にあり、特に本市においては、約５８％（令和４年）と非常に高い割合となっています。

毎年、市内各地域から通学路を中心に信号機の設置要望が寄せられていますが、近年は新設道路や道路改良に伴う場合に限られ、設置は実現されていません。令和５年度は、２９件の要望に対し、採択は０件で、本市における設置状況は、平成２２年度の９基をピークに減少し、直近５年間では１基のみとなっています。

また、多くの要望が寄せられている、擦れて消えかかった一時停止や横断歩道標示等については、県から補修を行う旨の回答をいただいていますが、補修工事の着工までに複数年を要している状況で、地元からは不安の声が高まっています。

本市では、市民はもとより、多くの観光客が訪れることから、誰もが安全かつ安心して通行できる道路環境の整備が必要です。

つきましては、市民の交通安全を願う切なる要望に応え、交通事故の防止を推進するため、下記のとおり要望いたします。

記

⑴　通学路等における安全確保のため、地域住民及び各小・中学校による信号機の設置要望の実現に向けて、整備事業予算を十分に確保すること。

⑵　擦れて消えかかった一時停止、横断歩道等の道路標示補修のための事業予算を十分に確保し、補修を迅速に実施すること。

本市が期成同盟会などの構成員として要望している事項

以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれお願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮をいただきますようお願い申しあげます。

番号	要　　望　　名	団　体　要　望
1	国道１８４号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備促進期成同盟会
2	高規格道路「境港出雲道路」の早期全線開通に向けた事業の推進について 国道４３１号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備促進期成同盟会